

男女共同参画会議 第21回重点方針専門調査会	資料 6
令和元年 9 月 18 日	

(通し番号93)

「女性活躍加速のための重点方針 2019」

Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

2. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上 に向けた取組の推進

a) 柔軟な働き方がしやすい環境の整備

(厚生労働省説明資料)

「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」概要

趣旨

- 雇用類似の働き方が拡大している状況に鑑み、「働き方改革実行計画」（2017年3月28日働き方改革実現会議決定）において「順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」と指摘。
- これを受け、「雇用類似の働き方に関する検討会」（2018年3月30日報告書公表）において、雇用類似の働き方に関する実態把握・課題整理等を実施。
- その後、「労働政策審議会労働政策基本部会」において、引き続き、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について議論。同部会報告書（2018年9月5日労働政策審議会了承）において、「法律、経済学等の専門家による検討に速やかに着手することが必要である」旨指摘。
- こうした状況を踏まえ、雇用類似の働き方に係る論点整理等を行い、その保護等の在り方について検討を行うため、**法律、経済学等の有識者からなる検討会を開催。**

※ あわせて、「規制改革実施計画」（2018年6月15日閣議決定）において、放送に係る制作現場での雇用類似の働き方について、実態と課題の整理・分析を行い、雇用類似の働き方の保護等の在り方についての全般的な検討の材料とするとともに、放送に係る制作現場における当面の必要な措置につぎ検討することとされている

委員構成

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| 芦野 訓和（東洋大学法学部教授） | 川田 琢之（筑波大学ビジネスサイエンス系教授） |
| 阿部 正浩（中央大学経済学部教授） | 桑村 裕美子（東北大学大学院法学研究科准教授） |
| ○荒木 尚志（東京大学大学院法学政治学研究科教授） | 鈴木 俊晴（早稲田大学社会科学部准教授） |
| 安藤 至大（日本大学経済学部教授） | 土田 和博（早稲田大学法学部准教授） |
| 小畑 史子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） | 長谷川 聡（専修大学法学部教授） |
| 鹿野 菜穂子（慶應義塾大学大学院法務研究科教授） | 水町 勇一郎（東京大学社会科学研究所教授） |
| ◎鎌田 耕一（東洋大学名誉教授） | 村田 弘美（リクルートワークス研究所グローバルセンター長） |
- ※ ◎は座長、○は座長代理

これまでの開催経過

- | | | |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| ・第1回（2018年10月19日） | ・第9回（2019年4月12日） | ・第13回（2019年6月25日） |
| ・第2回（2018年12月3日） | ・第10回（2019年4月23日） | |
| ・第3回（2018年12月25日） | ・第11回（2019年5月21日） | |
| ・第4回（2019年1月22日） | ・第12回（2019年6月12日） | ※引き続き、開催予定 |

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理について

- ヒアリング、調査等を踏まえて、雇用類似の働き方に関する現状、課題等について整理。
- その上で、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方については、
 - ・ 雇用類似の働き方に関する論点は多岐にわたり、現段階では、各論点について議論の収斂には至っていない
 - ・ 他方、優先的に取り組むべき課題を中心に引き続き議論し、その対応の方向性を取りまとめる必要があることから、本検討会におけるこれまでの議論の内容と今後の検討の在り方について中間的に整理。

雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について

(1) 基本的な考え方、対象者について

- 現在の労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という）が認められない者に対する労働政策上の保護の在り方を検討する視点として、現在の労働者性が適当であるかを念頭に置いておくことは必要であり、継続して検討すべき課題であるが、労働者性の見直しは、これまでの労働者性の判断基準を抜本的に再検討することとなるため、短期的には結論を得ることは困難と考えられる。

このため、当面は、自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当。

- 検討に際しては、保護の必要性に関する考え方の整理が必要であり、引き続き検討が必要。

※ 本検討会では、交渉力や情報の質及び量の格差の存在、他人を使用せず個人で働き、その対償として報酬を得て生活している者である観点、自営業者の中でもより労働者に近い者である観点等が指摘。



- 上記の考え方も踏まえ、「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者については、発注者から

仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者を中心として考えることが適当。

その上で、保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討することが考えられる。

(2) 保護の内容について

本検討会での議論を踏まえ、各校討課題について、3つに整理。

① 本検討会で特に優先的に取り組むべき課題

- ・ 契約条件の明示、契約の締結・変更・終了に関するルールの明確化等
- ・ 報酬の支払確保、報酬額の適正化等
- ・ 就業条件
- ・ 紛争が生じた際の相談窓口等

② 専門的・技術的な検討の場において優先的に取り組むべき課題

- ・ 発注者からのセクシュアルハラスメント等への対策
- ・ 仕事の原因で負傷し又は疾病にかかった場合等の支援（セーフティネット関係）

③ ①・②の検討状況や雇用類似の働き方の広がり等も踏まえつつ必要に応じ検討すべき課題

- ・ スキルアップ・キャリアアップ
- ・ 発注者との集団的な交渉
- ・ セーフティネット関係
- ・ 一仕事で打ち切られた場合の支援等、社会保障等、出産・育児・介護等との両立マシニング支援

(3) 今後の検討について

これまでの本検討会での議論の内容を踏まえ、優先すべき課題を中心に、ガイドラインによる対応か、法的な対応かといった手法も含め、スピード感を
持って検討を行うことが適当である。

放送制作現場における当面の必要な措置について

- 放送分野に関するヒアリング、調査等を踏まえて議論を行い、放送制作現場の実態、課題を整理、分析。
- 契約締結部等における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確な報酬額等の事例が見られたほか、本検討会では、実態として労働者に該当する者については、労働関係法令を適用することが重要である旨の意見があった。

上記を踏まえ、放送制作現場における当面の措置として、以下の対応が必要。

- ・ 形式的には雇用（労働）契約以外の契約形態で働く者の中でも、実態として労働者性が認められる者については、労働関係法令に基づく適切な保護を図ることが必要。この点に関し、労働者性の有無に関する情報提供の充実を図ることも重要。
- ・ その上で、上記に該当しない者については、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うことが必要。